

令和7・8年度 物品役務提供等入札参加資格審査申請要領

丸 亀 市

丸亀市へ物品・役務提供等の入札参加資格審査の申請(追加申請)をしようとする者は、下記の要領により申請すること。

この申請による入札参加資格の有効期間は5か月（令和8年11月1日～令和9年3月31日）です。

記

1. 対象事業者 ●令和7・8年度 物品・役務提供等の入札参加資格審査申請をしていない者
●令和7・8年度 物品・役務提供等の入札参加資格審査申請をしていない業種を
追加申請する者(申請していない業種のみ申請すること)
2. 受付期間 令和8年10月1日(木)～10月16日(金)(土・日曜、祝日を除く。)

3. 提出方法 全ての事業者に対して原則郵送による受付とします。
・ただし、やむを得ず持参する場合も可能としますが、対面での審査は行わず、
受領のみとします。

●郵送の場合：上記の受付期間内**必着**とします。

送付先：〒763-8501（専用郵便番号）

丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市役所 庶務課 契約・検査担当 宛

- ・封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、一般書留又は簡易書留により送付
してください。(レターパックも可)

令和8年10月16日(金)までに**必着**ですのでご注意ください。

●持参の場合：上記の受付期間内（土・日曜を除く。）とします。

- ・受付時間：9時～17時（12時～13時を除く。）
- ・受付場所：丸亀市役所 4階 庶務課

●共通事項

- ・審査後に受付票を返信しますので、郵送・持参を問わず、必ず宛先を明記し、切手を
貼付した**返信用封筒を同封**してください。

- ・提出書類に不備がある場合は、返信する受付票にその旨記載していますので、
令和8年10月26日(月)までに郵送（メール便含む。）により提出してください。(必着)

※やむを得ず持参の場合も可とします。

その際、返信用封筒の同封は任意とします。(同封されていた場合、審査後に再度同封されている
受付票を返信します。)

※ 注意事項

- この要領において、「県内業者」とは香川県内に本店(本社)がある者をいい、「営業所」とは本店(本社)・支店(支社)・営業所等をすべて含みます。
- 申請は、①「本店1か所から申請」、②「支店等1か所から申請」、③「本店と支店等の2か所から申請」の3パターンとします。
 なお、③の場合は、申請書類を本店と支店等で1部のみ作成・提出すれば可とします。(支店等2か所からの申請はできません。)
- コピーで提出する書類は必ずA4判で提出してください。原本で提出する書類がA4判より小さいときはA4判の台紙に貼付し、A4判より大きいときは書類を折り込んで対応してください。
- 申請書及び添付書類に事実と異なる内容があった場合、入札参加資格者名簿から登録を抹消します。
- 丸亀市では、入札参加資格者名簿についてHP上で公表するため、個別通知はいたしません。

4. 提出書類

- ・提出書類はA4のフラットファイルに下記の表の番号順に綴じて提出してください。
 (返信用封筒、受付票は綴じずにはさんで提出してください。)

No	提出書類	注意事項
—	返信用封筒	宛先を明記し、切手を貼付すること
—	フラットファイル	ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載すること ※ 上段には何も記載しないこと ※色不問
—	受付票	指定様式 ※フラットファイルに綴じこまないこと
1	物品役務提供等入札参加資格審査申請書	指定様式 代表者の【職】【氏名】、受任者の【職】【氏名】、支店名等の名称は正確に記入すること
2	申請業種総括表	指定様式 ※ 必ず総括表と調書の2種類を提出すること(シートが分かれている) ※ 「本店と支店等の2か所から申請」する場合は、 <u>同一業種は重複申請できない</u> ※ 調書は、申請する業種の記載ページのみ印刷して提出すること
	申請業種調書	

3	営業経歴書	指定様式 特約店・代理店に該当する場合は、①特約店若しくは代理店の証明書、又は②特約店若しくは代理店との契約書の写しを添付すること（コピー可） ※ ①は申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの ※ ②は、 <u>本申請時に契約中であることが分かるものに限る</u> ※ 証明書又は契約書の写しが無い場合は、主要取引メーカーの欄に記入すること
4	委任状	指定様式 （指定様式と同内容であれば任意様式でも可） 支店等から申請する場合のみ必要（支店長や所長等への委任）。 委任期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日
5	誓約書	指定様式 ※ 本店（本社）名 で記入すること
6	完納証明書	申請日直前3ヶ月以内のもの（コピー可） 丸亀市内の営業所で申請する場合 ：下記「ア」・「イ」・「ウ」を提出すること 香川県内かつ丸亀市外の営業所で申請する場合 ：下記「イ」・「ウ」を提出すること 香川県外の営業所で申請する場合 ：下記「ウ」を提出すること ア 丸亀市税全税目についての 本店の完納証明書 【丸亀市で交付のもの】 イ 香川県税全税目についての 本店の完納証明書 【各県税事務所等で交付のもの】 ウ 「法人税（個人は所得税）」及び「消費税及地方消費税」の 本店の完納証明書 【本店所在地を管轄する税務署で交付のもの、 法人は様式その3の3、個人は様式その3の2】
7	登記事項証明書	法人のみ提出 申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）
8	決算状況を明らかにする書類	直前1年分（コピー可） 法人：貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書 個人：所得税の確定申告書（収支内訳書含む） ※設立1年未満の事業者等で決算書類が未作成の場合は、 決算書類に代えて、その旨を記載した書類を提出すること（指定様式無し） その際、書類には決算期と決算書類提出予定時期も記載すること また、決算書類が完成次第、速やかに提出すること
9	営業許可証・登録証等	営業に関し、許可・認可又は登録を必要とする業種については、これを得たことを証明する書面を添付すること（コピー可）

5. 記入方法

黒のインク又はボールペンを用いて楷書で正確に記入してください。

ただし、記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可とします。

また、鉛筆での記入は不可とするが、鉛筆書きしたものをコピーしたものは可とします。

6. 申請後に必要な手続き

① 変更届出書の提出

申請後、申請内容（商号又は名称、所在地、電話番号、代表者、受任者）の変更が生じた場合や営業所を廃止した場合は、『物品・役務提供等入札参加資格審査申請書類に係る変更届出書』に必要書類（登記簿抄本のコピー、委任状）を添えて直ちに提出（郵送可）してください。

なお、使用印鑑の変更届は不要です。

※変更届による委任先変更はできません。辞退届を提出後、次回申請受付時期での新規申請となります。

※事業所の合併若しくは分割等により、その資格を継承した場合は別途手続きが必要となりますので、下記の問い合わせ先まで連絡してください。

② 辞退届（物品・役務提供等入札参加資格）の提出

申請後、廃業やその他の理由により入札参加資格の全部又は一部を辞退する場合は、『辞退届（物品・役務提供等入札参加資格）』を直ちに提出（郵送可）してください。

③ 債権者登録届

本市発注案件において、落札者となった場合、その請負代金の支払の際に支払先の口座等の情報を登録する「債権者登録届」を会計課へ提出してください。

提出の書式については、本市ホームページ内の【トップページ】→【申請書ダウンロード】→【その他：債権者登録】のページ内から書式をダウンロードしてください。

なお、債権者登録の内容(代表者、社名、口座等)が変更になった場合でも債権者登録内容の変更届が必要となるので注意してください。

以上

【問合せ先】

丸亀市役所 総務部庶務課 TEL (0877) 24-8944 (直通)
(所在地 〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号)

※丸亀市内事業者の皆様へ（指名願ひ申請とは関係ありません。）

○「男女共同参画都市」への取り組み

丸亀市では、男女がともに生き生きと安心して暮らせる男女共同参画のまちをめざして、様々な施策を進めています。

この施策は行政だけで推進できるものではなく、市民や企業の皆様との連携が必要です。男女が十分に能力を発揮し安心して働ける職場環境を整備することや、仕事と家庭を両立するワーク・ライフ・バランスを推進することなど、男女共同参画社会を実現するために、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（問合せ先：総務部 人権課 男女共同参画室）

○「環境にやさしい事業所」の登録

丸亀市では市内事業者の皆様に、自主的な環境配慮の取り組みを市に登録することにより、事業者の自主的かつ積極的な環境保全に係る取り組みや活動を広げていくことを目的として「環境にやさしい事業所(エコ・ハートまるがめ&エコ・リーダーまるがめ)」の登録制度を平成14年3月に創設しました。

一つ一つの取り組みは決して大きなものではないかもしれませんが、それが積み重なれば丸亀市の環境、さらには地球環境にも大きな効果をもたらすことは確実です。すべての人々が環境保全に取り組むことで、より良い環境を創り出せればと期待しています。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、登録は随時受け付けております。

（問合せ先：産業生活部 生活環境課）

○公正採用の推進

企業は、「豊かな社会づくりに貢献する」という社会的責任を担っていることから、人権問題に積極的に取り組む必要があります。

丸亀市では、公正採用の推進と人権が大切にされ、だれもが能力を発揮し、安心して働きやすい職場づくりを呼び掛けています。事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（問合せ先：総務部 人権課）

○「障がい者雇用」の促進

働く障がい者、働くことを希望する障がい者を支援するため、障がい者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が施行されています。障がい者の雇用促進につきまして、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（問合せ先：健康福祉部 福祉課）

○「丸亀市消防団協力事業所」の登録

丸亀市では、平成23年4月に消防団協力事業所表示制度を創設しました。この制度は、事業者が地域への社会貢献を果たしていることを評価することにより、協力事業者の信頼性の向上につながり、また、消防団と事業所の連携・協力体制が一層強化され、地域における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的としています。

消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく消防団協力事業所登録に関し、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（問合せ先：消防本部 総務課）

○「保護観察対象者等を雇用する協力者（協力雇用主）」の登録

丸亀市では、市民の安全・安心な生活の実現に向けて、保護観察対象者等の再犯防止と社会復帰を目的に、平成28年11月24日に丸亀地区保護司会及び高松保護観察所と「保護観察対象者等の社会復帰のための支援に関する協定」を締結しました。

協力雇用主の登録や保護観察対象者等の雇用の促進について、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(問合せ先：健康福祉部 福祉課)